

亀岡市

新型コロナウイルス感染 防止環境整備補助金

新型コロナウイルス感染防止を図り、市民や観光客のみなさまの安心安全を確保するため、不特定多数の人が集まる来客型の店舗や従業員を勤務させる事務所等において、加湿・換気を適切に行えるように店内環境を整備する経費を一部支援します。

※事業を実施し、必要経費の支払をすべて終了された後の「事後申請」となります。

補助金概要

▶ 対象期間 令和3年1月14日～令和4年1月31日

▶ 対象事業者 亀岡市内に不特定多数の市民観光客等が利用する店舗、職員を勤務させる事務所等を有する中小企業者、個人事業主

対象事業	対象経費（例示）
ア：加湿、換気、抗菌に関するもの	加湿器の購入、換気機能付きエアコンの導入、換気扇の増設、店舗壁・テーブル等の抗菌加工
イ：CO ₂ 濃度及び湿度の計測に関するもの	CO ₂ 濃度測定器、湿度測定器の設置
ウ：体温の計測に関するもの	非接触型検温器の購入
エ：接触感染防止、飛沫防止に関するもの	電動非接触型消毒液ディスペンサーの購入、アクリル板等の購入設置

▶ 補助率・上限 ア、ウ、エの事業 購入経費の2/3 各事業上限3万円/1店舗
イの事業 購入経費の2/3 上限2万円/1店舗

▶ 申請方法 持参または郵送で提出してください



- ※加湿機能がない空気清浄機は対象外です
- ※亀岡市内の店舗に設置されたもののみ対象
- ※令和3年1月14日～令和4年1月31日までに、支払及び導入のいずれも完了しているもの

詳細や申請様式については市HPをご覧ください。
HPへは下の二次元コードからアクセスできます。



申請・
お問合せ

亀岡市商工観光課 〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

☎ 0771-25-5033

平日9時～17時

